

白鷹町森林整備計画変更計画書



計画期間

自 平成29年 4月 1日

至 平成39年 3月31日

平成29年3月 策定
平成30年3月 一部変更

山 形 県



白 鷹 町

白鷹町森林整備計画を下記のとおり変更する。

記

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

2 森林整備の基本方針

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、 <u>将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。</u> この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。
---------	--

II 森林の整備に関する事項

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(4) 皆伐後の更新に関する指針

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(2) 施業の方法

別表（２）

区分	施業の方法	森林の区域（林班）	面積(ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を持続的・安定的に生産させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> <p><u>なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。</u></p>	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 17, 18, 32(ロハ二), 38, 39, 40, 62, 63, 66, 67, 68, 71, 72, 83, 100, 101, 102, 103, 104, 105(イ), 112, 116, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140(イロ), 142(ハ二), 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156	3, 046. 18